

令和6年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和6年9月24日（火曜日）

午前10時00分 開議

午後 2時45分 散会

○出席委員（27名）

委員長	25番	佐藤哲	委員	副委員長	19番	外崎勝康	委員
	1番	須藤江利加	委員		2番	工藤裕介	委員
	3番	志村洋子	委員		4番	三浦行	委員
	6番	工藤賢生	委員		7番	竹内博之	委員
	8番	樋川篤子	委員		9番	竹浪敦	委員
	10番	成田大介	委員		11番	坂本崇	委員
	12番	齋藤豪	委員		13番	蛭名正樹	委員
	14番	畑山聡	委員		15番	石山敬	委員
	16番	木村隆洋	委員		17番	千葉浩規	委員
	18番	野村太郎	委員		20番	尾崎寿一	委員
	21番	蒔苗博英	委員		22番	松橋武史	委員
	23番	石岡千鶴子	委員		24番	三上秋雄	委員
	26番	工藤光志	委員		27番	清野一榮	委員
	28番	田中元	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	堀川慎一
財務部長	奈良道明	市民生活部長	佐藤真紀
福祉部長	秋元哲	健康こども部長	佐伯尚幸
健康こどもスポーツ局長	堀子義人	農林部長	森岡欽吾
商工部長	中村工	観光部長	神雅昭
建設部長	木村和彦	都市整備部長	小山内孝紀
会計管理者	菅野昌子	上下水道部長	小野敦弘
教育部長	成田正彦	学校教育推進監	福田真実
企画課長	白戸麻紀子	広聴広報課長	佐々木幸生
情報システム課長	羽場隆文	財政課長	種市穂

管財課長 太田泰輔
 資産税課長 田中知己
 市民協働課長 土岐康之
 福祉総務課長 秋田美織
 介護福祉課長 工藤信康
 国保年金課長 相馬延承
 健康増進課参事 佐藤美加
 スポーツ振興課 葛西弘典
 スポーツ振興係長
 農政課長 澁谷明伸
 農村整備課長 小倉洋幸
 文化振興課長 菊地謙太郎
 土木課長 工藤昭仁
 建築指導課長 原子 覚
 会計課長 柳田尚美
 上下水道部総務課長補佐 鎌田孝教
 上下水道部工務課長 千葉裕朗
 上下水道部下水道施設課長 石川竜明
 学校整備課長 高山知己
 学務健康課学務係長 中谷 愛
 教育センター所長 成田頼昭
 中央公民館長 中川元伸
 高岡の森弘前藩歴史館参事 鎌田春香

市民税課長 村元広美
 収納課長 中田和人
 市民課長 長利博子
 障がい福祉課長 成田亜弘
 こども家庭課長 清野 悟
 健康増進課長 川田哲也
 スポーツ振興課長 若松義人
 国スポ・障スポ推進課長 古山 潤
 りんご課長 伊藤昌一
 商工労政課長 福士智広
 文化振興課長補佐 鶴巻秀樹
 建築住宅課長 熊澤靖夫
 公園緑地課長 鳴海 淳
 上下水道部総務課長 中村洋幸
 上下水道部営業課長 福士一之
 上下水道部上水道施設課長 京野直文
 教育総務課長 高谷由美子
 学務健康課長 相馬隆範
 学校指導課長 工藤利彦
 生涯学習課長 原 直美
 博物館長 熊谷義昭
 文化財課長 石岡博之

○出席事務局職員

事務局長 西谷慎吾
 主幹兼議事係長 蝦名良平
 主 事 外崎容史
 主 事 飯田大空

次 長 竹内孝行
 主 査 附田準悦
 主 事 田村宣樹

午前10時00分 開議

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

20日に引き続き、議案第73号令和5年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

10款教育費に対する質疑を続行いたします。

日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） おはようございます。

2項目質疑します。10款5項1目、働き盛り世代への運動教室開催業務委託料の概要と、どのような運動を行っているのか質疑をします。

◎スポーツ振興課スポーツ振興係長（葛西 弘典） お答えいたします。

本業務は企業で働く20代から50代までの方々を対象に、運動する機会の提供により運動習慣の定着を図り、体力水準を保つことで健康な体づくりにつなげていただくことを目的として、市内のスポーツチームによる各スポーツならではの動きを取り入れた運動教室を行うものであり、令和5年度の決算額は60万円となっております。

次に、どのような運動を行っていたのかということに対しましては、令和5年度は三つのスポーツ団体に実施していただいております。サッカーチームでありますブランデュー弘前には、スクワットやサッカーの動きを応用した下肢を鍛えるトレーニング、野球チームであります弘前アレッズには、自宅でも簡単にできるボールを使用したエクササイズや仕事の合間にできるストレッチ、ラグビーチームであります弘前サクラオーバルズには、ラグビーボールを使用した二人組で行う全身運動などを行っております。

◎4番（三浦 行委員） では、要望だけ申し上げます。

やっぱりチームの方とも交流できて、チームの応援にもなっていければと思いますので、周知が広まればいいと思います。

それでは、次の質疑へ行きます。

10款4項1目、決算書157ページ、説明書214ページ、文化こうりゅう事業についてお伺いします。

観覧前後の健康チェックということですが、何人ぐらいされたか。その結果、どんな効果があったのかをお伺いします。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） お答えいたし

ます。

健康都市弘前の実現に向けて、令和5年度は精神面の充実を図るため、笑うことの健康効果に注目した各種事業を実施しました。

実施に当たっては、弘前市、弘前商工会議所、国立大学法人弘前大学、大学コンソーシアム学都ひろさを構成団体とする文化こうりゅう事業実行委員会で行っております。

実行委員会では、笑いと健康の関連性について調査するため、令和5年9月10日曜日に実施したお笑いライブ「TAnGE OMOSHE」の観覧者1,237名中104名を対象に、国立大学法人弘前大学と共同で観覧前後の唾液の採取とアンケート調査を実施いたしました。

実験については、唾液に含まれる酵素の活性をストレスマーカーの指標として測定を行ったところ、参加者の約3分の2の方にストレスの低下が見られたほか、アンケート調査においても多くの方にステージ鑑賞後、精神的な健康に関する楽観性の上昇と悲観性や不安感の低下が見られたところでした。

今後さらに調査を進め、今年度は舞台鑑賞と健康の相関性について分析することとしております。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。

一応、唾液の検査ということで、コロナもあるのですが、感染対策をどうされたかお伺いします。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） 検査に当たっては、弘前大学の学生に多数参加していただき、感染予防対策も徹底した上で別室で、会議室を使ってやったのですが、まず人数をかけてしっかりその辺は対策して実施しておりました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による

質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、奏望会の御質疑ありませんか。

◎11番（坂本 崇委員） 二つほど質疑したいと思います。

まず、一つ目です。10款1項3目、「ひろさき卍（まんじ）学」事業の冊子「ひろさき卍学」の発行についてお聞きしたいと思います。

説明書によれば、1,100冊を発行ということでございますが、その配付先はどこかお聞かせいただきたいと思います。

◎学校指導課長（工藤 利彦） お答えいたします。

印刷した1,100冊につきましては、まず、配付対象は、全市立小中学校の小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒及び各学校の教職員となっております。

平成29年度の初版発行時は、全市立小中学校の対象となる児童生徒及び教職員に配付する冊数分、約1万冊を印刷し各学校に配付しましたが、平成30年度以降は新しく小学校3年生になる児童の分に、他市町村から転入してくる児童生徒や他管から異動してくる教職員分を考慮した冊数を加えた冊数として1,100冊を印刷し、配付してきたものであります。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

その本の版は更新しているものなのでしょうか。作ってからこれまでの間で、どれぐらいの頻度で更新されているかお聞かせください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 版につきましては、基本的にはこれまでの偉人等の記録になっておりますので、大部分はそのまま毎年使えるものではあるのですが、中にグラフの数値であるとか、どうしても最新の情報・数値を上げなければ

いけない部分もありますので、その点に関しましてはほぼ毎年更新しているものとなっております。

◎11番（坂本 崇委員） 私もダウンロードさせていただいてちょっと拝見したのですが、あの編集は誰が担当されていて、卍学というのは、小学生から中学校の9年間でいろいろと展開されていると思うのですが、主に何年生を対象に編集されているものなのかお聞かせいただきたいと思います。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、編集につきましては、学校指導課の担当職員のほうで行っております。

あと対象としましては、トータルの対象として先ほど言ったように小学校3年生から中学校3年生までとなっておりますが、どうしても学年が低い子供たちが見ることを想定して作っておりますので、表現等はまずそちらのほうに合せているということ、あと実際の学校現場での使用に当たっては、学校の計画等によるところが大きいので、こちらの作る側としてはどの学年にも、表現とかも含めて対応できるような基準で作っているものと理解しております。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

私も今回改めて拝見してみたのですが、編集がすごく、かなりコンパクトにまとまっていて、弘前の歴史もそうです、あと特徴と文化、そういったものがうまくまとまっていて、すごく見やすいなという印象を持ちました。

これをそうやって作って、ダウンロードもできる、配付されているわけなのですが、ちゃんと読んでいただいているのか、この本がもたらす効果みたいなものについてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、各学校に

においては、きちんと読んでいただいているものというふうには捉えておりますが、学校間の差というのは、もしかすればあるのかもしれない。

私たちが期待する効果・成果としては、まず冊子「ひろさき卅学」のほか、地域の様々な職人から直接学ぶ体験学習への支援等により、子供たちが地域の大人と関わりながら、郷土弘前を題材に学び、考える機会を増やすことの一助・入り口となることを期待して出しているところになりますので、効果として、学習を通して学んだ知識と多様な体験学習を結びつけることで知識の定着のほか、探求的な学びが展開されることによって学習意欲の向上、卅学だけではなく、学習意欲の向上が期待できるものというふうには考えているところです。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

それこそさっき内容の話をしたのですが、大人が、大人というか高校生とか社会人とかが読んでも、弘前のことを最低限知っておく資料としてかなりいい資料だというふうに思います。作っているいろいろな学校に配付されて、ダウンロードもできるという状態なのですけれども、ぜひもっと意識してこの本を、いろいろなものに活用できるのではないかなというふうに思いますので、そういったことにも、広める工夫というか、努めていただければなというふうに思います。

この質疑はこれで終わります。

もう1点の質疑ですが、10款2項1目、小中学校学校図書館整備事業、説明書202ページです。

まず、令和5年度の学校図書の購入額、購入冊数についてお聞かせください。

また、この図書の購入については、どのように行われているのかお聞かせください。

◎学務健康課学務係長（中谷 愛） 図書の決算額は小学校で1279万1173円、中学校で877万2215

円となっております。購入冊数は小学校で合計7,074冊、中学校では合計5,158冊となっております。

図書の購入方法は、各学校において行われており、担当の教員が中心となって各学年に必要な図書や各教科に必要な図書を図書カタログから選んだり、地元業者による図書の見本販売から選んでいると聞いております。

◎11番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

購入された図書の貸出数と、あと利用状況はどのように把握されているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎学務健康課学務係長（中谷 愛） 学校図書館には蔵書管理システムを導入しておりませんが、バーコードによる貸出し・返却作業ができず、貸出冊数など児童生徒の利用統計などの具体的な数字を把握することが難しい状況です。

貸出しのときに、本の書名を記載する読書ノートなどによって児童生徒の読書記録を把握するなど、各学校で工夫しております。

◎11番（坂本 崇委員） 今お聞きするとバーコード管理ではないですね。ちょっとびっくりしました。というのは、ふだん私たちが向かいの図書館に行くと、全てバーコードになっているので、恐らく学校の図書もかなり、全学校のことを考えると多いのではないかなと思っていたので、まだそこまでいっていないということなわけですよ。そういう、どっちかというとアナログ的に展開されているということなのですが、やっぱり大変だと思うのですが、困ったこととかはないのでしょうか。

◎学務健康課学務係長（中谷 愛） 蔵書をデータベース化しておりませんが、図書を検索することができず、読みたい本を探すのに時間がかかるなど、児童生徒にとって使いづらい状況になっ

ていることや、学校図書館の担当教諭にとっては、蔵書を管理するためにエクセル等で台帳を作成しなければならず、負担になっていることが課題となっております。

◎ 1 1 番（坂本 崇委員） いわゆるエクセルで、自分たちで表を作って、それで管理しているということなのだなというのが分かりました。

やっぱり図書というのもある意味、それぞれの学校の備品というか財産だというふうに私は思っています。決して消耗品ではないです。ですので、やっぱりデータベース化というのはもう必須というか、必ずやらなければいけないのではないかなというふうに感じる次第であります。

この間、8月に石川小・中学校の新校舎の内覧のほうをさせていただきました。図書室にちょっと入って見たら、入り口のところにメディアセンターというふうに書かれているのです。すごいなと思って、今、図書室をメディアセンターというふうに位置づけているのだなというふうに思いましたが、今の話を聞きますと、校舎は新しい、図書室も新しいのですが、やっていることは、管理はシステム化されていなくて、アナログで展開されているということなのです。

やはり今、DX化を急げと、みんなやっておりますけれども、こういうところからDX化というか、ちゃんとしたシステム管理というのを進めていかなければならないのではないかなというふうに思います。

ぜひ、データベースはそんなに難しくないと思うので、DXの中でももうやるべきことは分かっていると思うので、ぜひ早期に導入していただくことをお願いして終わります。

◎ 1 2 番（齋藤 豪委員） 170ページです。10款4項10目美術館費17節、私は予算委員会でお聞きしましたので、ぜひとも決算で、備品購入費ということで掲載してあります、この内容を

お聞かせください。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 令和5年度の備品購入費でございます。令和5年度は4作家の美術作品61点を購入しております。

美術作品の購入に当たっては、指定管理者が選定した作品について内容や価格の妥当性を専門的な見地から評価するため、市の附属機関である弘前市美術作品等収集選定委員会にて審査を経た上で購入しております。

◎ 1 2 番（齋藤 豪委員） これは完全に買い取ったと。しからば今、これはどこに保存してありますか。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 買い取った作品につきましては、れんが倉庫美術館の収蔵室、あと部分的には展示室に展示しております。

◎ 1 2 番（齋藤 豪委員） 4作家の61点ということで、説明の中では指定管理者からこういうものを買ってくださいというお話を頂いたというふうに説明があったのですけれども、そういう話を頂いて、指定管理料以外でこれは、市のお金で御購入されたということで間違いないですか。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 美術館の美術品については市の財産となりますので、市の予算の中から、17節備品購入費ということで購入しております。

◎ 1 2 番（齋藤 豪委員） 金曜日に千葉委員も質疑されておりました、運営・維持管理費で1500万円ほど赤字が出ていると。指定管理料以外に1500万円ほどの赤字が出ていて、さらにここに1500万円ほどの備品購入費までれんが倉庫美術館に市から、そういう美術品をいわゆる指定管理していく中で必要なものを必要経費として支出しているということに対して、私はちょっと異を唱えるのですけれども、今も我が会派の坂本委員も言われました。子供たちに読ませる本ですらバーコード管理ができていない。この美術館にさらに

備品購入費1500万円、どっちに支出するのが市として優先されるべきことなのか、誰かお答えください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） ただいまの指定管理の料金の件につきましては、運営に係る費用ということで指定管理料は支払っております。そして、今また備品購入ということで予算計上している1500万円については、市の財産になるものとして、美術館を運営するに当たり、指定管理者が今度別な管理者になったとしても、しっかり市の財産として購入した美術品を活用して美術館を運営できるようにということで、運営費と美術品の購入費というのは別物ということでこちらは考えております。

◎12番（齋藤 豪委員） その支出について、坂本委員が言われた子供たちの図書に支出するのが適当なのか、こういう美術館を管理・運営するのに必要とされて購入した1500万円の絵画が、蓋を開けたら収入が1500万円の赤字ですよ。お金の使い方はそれでいいのでしょうか。未来の子供たちに、図書が借りやすいように改善していくためにお金を使っていく、それが教育費だと思うのですけれども、これは後々一般質問等々でお聞きしたいと思います。

ちなみに、この下にもあるのです。青森アートプロジェクト事業負担金というのは、どこに、どういうふうに負担したお金かお知らせしていただけますか。これを見ていたら、備品購入費の下に出てきたのです。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 青森アートプロジェクト事業についてでございます。

現在、県内には青森県立美術館、国際芸術センター青森、十和田市現代美術館、八戸市美術館、弘前れんが倉庫美術館と五つの美術館等が設置されておりまして、今後の国内外からの誘客やアートを通じた県内の周遊の促進を図っていくため、

5館が連携した取組を進めております。この5館を中心に、今年度は「AOMORI GOKAN アートフェス」を初開催することとして、それに向けて令和5年度から取り組んでいたものです。

◎12番（齋藤 豪委員） 今の説明でちょっと分からない部分は、これもやっぱりれんが倉庫美術館に関連した、そういう県内の美術館とのために使われるお金ということで間違いないですか。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 美術館に関わるものですけれども、美術館を中心とした市のPR等々にも使われるというふうに認識しております。

◎12番（齋藤 豪委員） 1点だけお聞かせください。

れんが倉庫美術館は、弘前市のPRになっていきますか。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 美術館は、特に今年度は多くのお客様が来ております。さくらまつり等々でも桜を見た後に、美術館の桜の展覧会を見に行ったりということもありますので。あとアートの雑誌ですとか観光関係の専門誌などでも度々特集されておりまして、弘前市のPRになっているものと認識しております。

◎12番（齋藤 豪委員） 今、何か秋のれんが倉庫美術館の催物が、我々議員のところにはがきで送られてくるのです。開会式のオープンセレモニーの出席を取るために、バーコードですか、何ですか、あれで読み取って携帯で出席するか否かというお返事をしなければいけないのですけれども、私はぎりぎりあれをどうにか使えるのですけれども、我が会派の年配の2人はあれを使えなくて、これどうせばいんだばというような、そういうところに、分かるのです、アートなので。そういう申込書が送られてくる、DXを進めねば駄目だというのは分かるのです。そのDXが、果たし

て図書なのか、そこなのか、そういうところも踏まえて考えてもらいたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎19番（外崎 勝康委員） 私のほうからは、148から149ページ、10款1項3目、10款1項4目、説明書でいうと心と体を育む教育活動、また、説明書205ページのフレンドシップ事業、そして様々な学び向上等を含めたことについてお聞きしたいと思います。

これは一般質問においても何度か質問していますが、睡眠に関しての質疑となります。

この根本的な問題解決のためには、必要かつ適切な睡眠確保が重要であり、全国の教育現場で様々な努力し、報告されております。

例えば、睡眠不足が子供の不登校を招く一因であることに着目し、睡眠の重要性を学ぶ授業や面談などを通して、子供の生活習慣の改善を図る睡眠対策を実施したことによって、不登校数が半分以上と改善が見られた中学校があるということも報告されております。

そこで質疑いたします。令和5年までの睡眠改善対策の内容と、その成果についてお聞きいたします。あわせて、教育現場における率直な感想及び対応の必要性に関してお伺いいたします。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、睡眠に関してですけれども、睡眠の必要性を子供たちに理解させるために学校で具体的に取組んできたこととしては、心身の健康の保持・増進に関する学習の一環として、睡眠に関わる学習を学習指導要領の家庭編、保健体育等の領域において行うこととされているという背景があります。

さらにその中では、睡眠の役割や効果を学んだ

り、自分の生活を振り返って適切な睡眠時間を取ることができるように改善したりする指導が行われてきております。

学校課題に基本的生活習慣の定着を掲げている学校では、学校保健年間指導計画の中にそれに関わる内容を位置づけ、年間を通じて計画的に指導を進めているものというふうに認識しております。

学区の小中学校が連携して健康教育に取り組んでいる学校では、学区を挙げて家庭と連携しながら生活習慣の確立を目指しているという背景もございます。具体的には、メディアに触れる時間をコントロールする時間を毎月設けたり、起床・就寝時刻やメディアに触れた時間、運動した時間などを表でチェックしたりするということになります。

教育委員会といたしましては、児童生徒が生活を改善しながらそのよさを実感するとともに、継続して取り組むことができるよう、各学校が実態を踏まえた上で児童生徒や保護者に働きかけているものというふうに捉えてはおります。

ただ、やはり家庭の指導の部分にもよるところが多々ありますので、あとその子供たちの生活実態によっては、学校側の認識として十分な睡眠時間が取られていないなというふうに感じる場面も多々ありますので、そういった場合に関しては個別にというか、その場面場面にそれぞれ指導、あるいは家庭への働きかけ、連絡等を取りながら指導を続けているというところになるかと思えます。

◎19番（外崎 勝康委員） 様々な取組をしているということで、その成果をお聞きしたいなと思っているのですが、令和5年度における何らかの成果があればお聞きしたいと思います。

あともうちょっと、教育現場における先生方の率直な意見、お話を先生方に聞くと、今ちゃん

と睡眠をやっておかなければ、将来大変なことになるというような先生の声をよく聞きます。そういった実体験の言葉もぜひともお知らせいただければと思います。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、成果の部分に関しましては、毎年インターネットの利用に関する調査を行っておりますが、その中でインターネットの利用によって睡眠不足等の健康被害といえますか、健康に関する意識があるというふうに答えた小学生は24%、中学生は33%という数になるのですが、それら健康に関しての影響があると答えた児童生徒の中においても、小学生であれば298名、41%は8時間以上の睡眠をとっているというふうな数値となっております。

ただ、被害の部分に関しましては逆に5時間未満、小学生にしては睡眠の時間が非常に極端に足りないと思われる生徒も51名、7%いるといったところですので、そのあたりは、8時間以上の子供たちが増えているというところでは成果、依然として5時間未満の子供たちがいるというところに関しては今後の課題というふうにも捉えております。

なお、同様に中学生に関しましても8時間以上の睡眠を取っている生徒は14%、133名、5時間未満の生徒は59名、6%の数値でありますので、小・中学生同様の傾向として、引き続き睡眠時間を十分に確保するような指導と、実際にその調査等によって睡眠時間が足りないというふうに見えてきた子供たちに関しての個別の指導を続けていきたいというふうに思っております。

◎19番（外崎 勝康委員） 今回、様々なデータを取っている、そのデータを全部見て、それをベースにして質疑させていただいていますが、子供によってやっぱり8時間以上取っても、それで足りている子供がいるのかといたら、ほとんど足りていないのです。ですから、そういった実態

をきちんと理解する必要があると思います。

基本的にやっぱり10時間は必要だということもありますので、必要な睡眠をしっかりと取ることによっていろいろな子供たちのやる気の問題とかが出てきますので、そこは今日は決算なのでこれ以上言いませんけれども、そういった実態をしっかりと把握しなければ、結局データは取っても何ら改善されていないというのが実態ですので、その辺をもうちょっと寄り添った形でお願いしたいと思います。

次に、実際、具体的に言います。年間30日以上欠席する不登校生徒の約8割が10時以降に就寝していることが明らかになっています。具体的な対策として、大学の教授などの専門家を招いて研修会を開催した効果もあります。また、定期健診等で睡眠や生活リズムをデータ化し、専門家による指導を受ける効果も大きいというふうな話もあります。

当市として、今までどのように取り組み、考え、今後どのような計画があるのか、ここで最後にお聞きしたいと思います。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 教育委員会、当市の取組としまして、児童生徒のインターネット利用に関する調査を引き続き集計・分析し、市全体、学校ごとの結果を各学校に提供する中で、引き続き子供たちへの直接的な指導を図っていくとともに、情報モラル教育に関する研修講座において調査結果を説明し、各学校の指導に役立てられるようにしておりますが、その点に関しても引き続き進めていきたいというふうに思っております。

また、弘前大学教育学部大学院医学研究科と連携・協力して、健康教育やインクルーシブ教育などを推進する中南地区連携推進協議会の取組を各学校に引き続き紹介していくとともに、その中で、教員の校外研修会や保護者対象の講話、出前

授業等に大学関係者を招聘し、専門的な指導を受けることができるという部分も積極的に周知を図ってまいりたいと思っております。

市立小中学校の中にもその支援を受けて健康教育やインクルーシブ教育を実際に進めている学校がございますので、今後とも児童生徒が心身ともに健康な生活を築くことができるよう、実態を的確に把握し、各学校や関係機関と連携しながら研修や情報提供をしてまいりたいと思っております。

◎19番（外崎 勝康委員） 分かりました。

様々な取組をやっているということで、正直少し安心したのですが、ただ、今ちょっとお話したように、各学校では具体的にもう成果が出ているのです。例えば、不登校生が半分改善したとか、そういったことをやっぱり睡眠によってかなり改善されていくということが明らかになっています。

ですから、本市としてもそういったことを明らかにできるような取組、またそういったデータを明確にして取り組んでいかなければ、やはりちょっと世界の大会選手が今テレビで随分言われていますけれども、やっぱり子供たちの夢の実現のためには、その根底には今いかに自分の睡眠を確保していく、自分の必要な睡眠を確保していく、そういった習慣を身につけるかどうか、将来に大きな大きな因となっていきますので、どうかその辺、また全力で教育委員会として頑張りたいということを切にお願いしたいと思えます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 171ページ、10款

5項1目、アップルマラソン大会についてありますが、市長部局にも確認させていただきました。職員がボランティアとしてお手伝いをされている人数をまずはお伺いさせていただきたいと思えます。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 松橋委員の質疑に対してお答えします。

アップルマラソンの運営に関しては、弘前・白神アップルマラソン組織委員会のほうから、大会スタッフの派遣ということで依頼がございまして、毎年職員のほうがお手伝いに行っているという実情でございます。人数は例年110人程度スタッフとしてお手伝いしております。

◎22番（松橋 武史委員） 今、課長からボランティアとして110名ということでありましたが、市長部局にも確認したところ、文字どおりボランティアになっているのでしょうか。代休等できっかりと休みが保証されているのであれば、これはボランティアではないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 失礼しました。ただいまの質疑にお答えします。

市の職員に関してはボランティアという位置づけではなく、勤務で対応していただいております。

◎22番（松橋 武史委員） それでは再確認させてもらいますが、ここ近年では要請があってボランティアとして参加はしていないと、ボランティアという名称は使っていないということでしょうか。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） そのとおり、ボランティアという形ではなくて、大会スタッフという形で参加させていただいております。

◎22番（松橋 武史委員） 分かりました。

今後ボランティアという言葉を使わずに、大会

スタッフということで、代休等で対応しているということで理解をいたしました。

次に、170ページ、10款4項10目のれんが倉庫美術館等指定管理料についてであります。

前年度の入館者数と目標入館者数、この目標入館者数が達成できているのかどうか、まずは確認をさせていただきたいと思います。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 令和5年度の観覧者数につきましては、3万6749人、うち有料が2万8056人でございます。令和5年度の展覧会の観覧者数を5万9000人、うち有料観覧者数を4万人として想定しておりましたので、当初想定62%程度というような結果でございます。

◎22番（松橋 武史委員） 目標には38%、達成できていないということが明らかになりました。

そこでこの美術館を建設するに当たり、当初から駐車場の整備をしっかりと対応するべきだというような各議員からアドバイスがあったように言われております。

現在、前年度までの比較をすると、この当市の問題は、市の説明としては周辺の駐車場を利用することで問題はないというふうにしておりましたが、この人数が達成できなかった理由の一つにこれがあるのではないかと思います、達成できなかった理由について確認をさせていただきます。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 目標数に達しなかった点につきましては、駐車場の面もあるかもしれませんが、展覧会の周知であるとか、昨年度は2回展覧会をやっておりますけれども、その周知不足も含めてかもしれません。

今後は収集した資料等も含めて、作品の充実、展覧会の充実、周知に努めてまいりたいと考えております。

ちなみに今年度につきましては、蜷川実花さん

の展覧会を行いまして、数多くのお客様に来ていただいております、目標数は達成する見込みでございます。

◎22番（松橋 武史委員） 前年度であります、駐車場の整備もあると思われますということで、お認めになったようであります。そして、周知徹底がしっかりとできていなかったことが大きな要因だというふうに明確になりました。

そこで1500万円の赤字の主な原因は、今二つ言ったことがそうなのかもしれませんが、この1500万円の赤字の主な原因はしっかり検証されているのかお答えください。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 主な赤字の理由につきましては、利用料金収入を6760万円で想定していたところ、決算額として5237万円ということになりまして、利用料金収入の減が主な理由かと認識しております。

◎22番（松橋 武史委員） 目標金額から入ってきた金額を引いた、引き算の答えを知りたいのではないのです。1500万円の赤字になったことを検証されているのか。そして、その報告を指定管理者からしっかり受けているのか。検証しなければ次年度の目標の計画が立てられませんから、そのことを伺っているのです。お願いいたします。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 市としては、まずは収支均衡を目指していただき、来館実績を踏まえてそれに見合った指定管理業務を実施するよう指定管理者に求めています。

◎委員長（佐藤 哲委員） ちょっと申し上げまされども、もう少し聞かれたことに的確に答弁するようにお願いします。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） ただいまの美術館のほうの展示プログラムというのが、春夏と秋冬になるのですけれども、今、開館してから、令和2年から2、3、4、5と4年目になったのですが、大体傾向が見えてきまして、春夏はまあ

まあお客さんが来る。秋冬になると、どうしてもやっぱり客足が伸びないというのがあります。あとは展覧するものによつての入場者数を見込んでいるのですけれども、関東とかそういうところで開催されて人気があった美術展だと思ってこっちに持ってきて、なかなか客足が伸びないというのもあったりして、大体予想された人数が見込めないことが今までは多かったです。

ただ、やっぱりPR不足というところがあって、今年特に5館連携ということで県内の美術館と連携して、県内5館が一緒になって県を挙げて大々的にPRをやったところ、かなりいろいろなマスコミやメディアへの露出とか、あとは十和田に行ったついでにれんが倉庫にも行こうと、県立美術館に行った後にも来ようと、そういう相乗効果もありまして、今年は大変好評を博しております。

今後はそういうのもちゃんと念頭に入れながら、れんが倉庫美術館の運営について考えてまいりたいと思います。

◎22番(松橋 武史委員) 私は、市が管理を任せているわけでありまして、任せている指定管理者からなぜ1500万円の赤字になったのかということを、しっかり検証させて報告を求める。これをしっかりしなければ、次につながらないということを申し上げているのです。

恐らく今の課長の答弁でも、指定管理者からの報告があった・なかったという話をしませんでしたので、なかったことと思われれます。

次に、美術品の購入のルールについてお知らせいただきたいわけでありまして、先ほどの答弁では、市の財産になるから市が1500万円を出しているというお話でありました。

指定管理者側がこの作品を買いたいので、市に対して予算要求をしてその美術品を購入するのか、また、お金を出す弘前市が美術品をしっかり

決めて、市が市のルールで購入するのか。要するに、市が責任を持ってその美術品の対価があるものをしっかり判断して購入するのか、委託をしているのかを確認させていただきたいと思います。

◎文化振興課長補佐(鶴巻 秀樹) 美術作品の収集につきましては、指定管理者からの提案を受けて購入しておりますが、弘前市では美術作品等収集選定委員会を設置しております、指定管理者であります弘前芸術創造株式会社が選定した美術作品等について、その内容や価格の妥当性を専門的な見地から公正に評価するために設置しております。その選定委員会を通して、評価されたものについて市として購入しております。

◎22番(松橋 武史委員) その選定委員会のメンバーであります、弘前市がどれくらい関与というか、意見する場面があるのか、選定委員会のメンバーをまずお知らせいただけますか。

◎文化振興課長補佐(鶴巻 秀樹) 選定委員会につきましては、今2期目でございます、埼玉県立近代美術館の館長であります建畠哲様、委員長職務代理者として塩田純一様、委員として横浜美術館の館長の蔵屋美香様、青森県立美術館の高橋しげみ様、あと香川県の猪熊弦一郎現代美術館の中田様の5人で構成されております。

◎22番(松橋 武史委員) 恐らくその美術品購入に当たっては、経験のある方々がしっかりと判断をして購入されているということが分かりました。

しかし、市の財産として残るものでありますから、市がしっかりと関与というか、意見できるような体制を整えるべきなのかなというふうに感じております。というのも、美術品というのは値があつてないようなものというふうに言われることもあります。ですので、委員会の選任者であるのであれば、その辺も市の部長なり課長なりがしっかりメンバーとして見守るなどの対策をしていた

だきたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎10番（成田 大介委員） ちょっと時間がもうないので、ちょっと教えていただきたいのですが、10款1項3目、148ページ、説明書203ページ、英語教育推進事業の説明を見ると英語教育調査研究委員会というものがあるのですが、この構成メンバーと内容を教えていただきたいです。

関連して、同じく10款1項3目、説明書204ページ、外国語活動支援員派遣事業、これが英語教育推進事業の外国語指導助手が18名、外国語活動支援員派遣事業の外国語活動支援員が4名ということで、この違いを教えてください。

◎学校指導課長（工藤 利彦） まず、英語教育推進事業に係る英語教育調査研究委員会委員に関してですが、教育委員会からの指名で任期は1年間、令和5年度は小学校教員3名、中学校教員4名の合計7名で組織されております。

もう一つ、外国語活動支援員に関してですが、外国語活動支援員はALTと呼ばれる外国から派遣の方々と、あと県のほうから派遣されている方も4名おまして、これはまた別のルートをお願いして弘前市立の学校のほうに来て指導していただくということになっております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 弘前さくら未来の時間はタイムアップであります。持ち時間がなくなりました。

次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは10款4項4目、165ページの古文書デジタル化推進事業について質疑いたします。

令和5年度はいわゆる弘前藩庁日記、弘前市の古文書の中でもほぼ主力を占めるであろう藩庁日記のデジタル化702冊というふうになっていきます。

弘前藩庁日記というのは言うまでもなく、藩政時代の、江戸時代最初から幕末までの弘前藩の日々日誌ということになるわけなのですが、これは極めて歴史的価値が高いというところなのですが、私の知っているところでは、藩庁日記には、いわゆる国元、地元の弘前藩内のことを記録した国日記と、あと江戸・府中、あと全国的なことについての津軽藩、弘前藩に關した日誌である江戸日記というのがあると思いますけれども、その中で今回702冊をデジタル化したということで、藩庁日記のデジタル化の達成・進捗度、その点をまずお願いします。

◎生涯学習課長（原 直美） 古文書デジタル化の進捗状況でございます。

こちらにつきましては、藩庁日記につきましてはスキャンのほうは一旦終了して、もう既に市のほうで所有している国日記と江戸日記の両方を終わっておりまして、702冊というのは「おくゆかしき津軽の古典籍」といいます古典を表示しているサイトございまして、そちらの内容としましては、今現在4,500冊ほどあります藩庁日記のうち、トータルで公開が2,800冊ほど終わっておりまして、63%が藩庁日記のほうをホームページで確認することができる状態となっております。

◎18番（野村 太郎委員） 藩庁日記の点に關しましては分かりました。

藩庁日記、江戸日記のほうも順次公開されていくと思うのですが、その点に關しましては、時間的なスケジュールというのはどのようになるのでしょうか。

◎生涯学習課長（原 直美） まず、今現在の状

況では、年間700冊ほどがホームページに掲載できるような予算の状況となっております。ただ、予算につきましては、今後も活用できる財源等を探りながら、可能な限りできないか考えていきたいと思っております。

◎18番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

もう1点、このデジタル化推進事業で、デジタルアーカイブ化する中で大変重要になってくるのは、古文書そのものをデジタル化で公開するのさることながら、その内容が本当に、古文書は大体我々が読んでも分からない崩し文字で書かれているものがほとんどで、あれをしっかりと解読して現代語訳してそれもやっぱり合わせて見られるようになることで、歴史的な研究に極めて有用になってくると思うのですけれども、令和5年度を終えた時点でこの702冊の中には入っていないかもしれない、その他の事務にもなってくると思うのですけれども、現代語訳も含めたデジタルアーカイブ化というのは、弘前市の古文書の中の事業全体として今現在どれぐらい進んでいるものか、最後にこれをお聞きしたいと思います。

◎生涯学習課長（原 直美） 委員おっしゃられた現代語訳でございますが、今現在、市のほうで行っておりますのは古文書をそのままスキャンして、ホームページで確認できるようにする事業でございます。

それを活字化するもの、翻刻というものと、あとそれから現代語訳というものがございますが、こちらにつきましては時間と費用のほうが大変かかるということで、今の時点では市のほうでは対象としておりません。

まず、古文書のデジタル化につきましては、古文書を開いたり閉じたりするときの摩耗とか破損とかを防ぐための保存を中心に考えていくということがありますので、まず津軽家から代々伝わっ

ている貴重な資料を後世に伝えていくための保存について先に取りかかるということで、市のほうで古文書の専門家を集めて、デジタル化の計画を立てて順次行っているものでございます。

◎学校指導課長（工藤 利彦） 先ほどの成田委員からの御質疑に関して、間違いがございましたので訂正させていただきます。

まず、英語教育調査研究委員の人数ですけれども、先ほど小学校3名、中学校4名、合計7名と話しましたが、小学校3名、中学校2名の合計5名ということで訂正させていただきます。

また、外国語活動支援員に関しまして、県のほうで云々という話をしましたけれども、また別の委員と間違っております、正しくは日本人の委員を市のほうで会計年度任用職員として雇っている4名ということになりますので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 大変申し訳ありません、れんが倉庫美術館を深掘りさせていただきます。

決算書170ページ、10款4項10目、れんが倉庫美術館の令和2年度から令和5年度までの観覧者数について教えてください。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 令和2年度から5年度までの観覧者数についてでございます。令和2年度は観覧者数が2万6542人、うち有料が1万8332人、令和3年度は観覧者数が2万2834人、うち有料が1万5149人、令和4年度は観覧者数が4万7819人、うち有料が3万6886人、令和5年度の観覧者数は3万6749人、うち有料が2万8056人でございます。令和2年度と3年度はコロナウイルス感染症の影響で観覧者数は少なく、令和4年度は令和5年度に比べて観覧者数としては多くなっておりますが、令和4年度は秋冬プログラムで当市出身の現代美術作家である奈良美智さんのドキュメント展を実施したということ

もあって、注目度も高かったものと捉えております。

市といたしましても、県立美術館など県内のほかの美術館などとも連携しながら県外客に向けてPRしていくとともに、今年度から市民割を導入するなど、市民にもこれまで以上に足を運んでもらえるよう指定管理者とともに取り組んでまいりたいと考えております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 今、御報告いただきました入場者数ですけれども、単に入ってきたのは何人かだけではなくて、無料で見ていただく、有料と無料というのがあるということをまず私たちとしても認識していなければいけないというふうに思うのと、PFI事業の募集要項に、年間有料入場者数を6万7000人というふうに当初計画を、これはかなり手堅く決めた数字だと、協議をする中で私たちどもは認識をしております。実績がかなり低くなっているというふうに思っておりますが、問題はないのかお伺いいたします。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 年間の入館者を6万7000人と計画したことについてでございます。この6万7000人については、当市及び圏域の人口のほか、観光入り込み客数を基に一定の割合で美術館に訪れるものと推計した人数でありまして、この人数をベースとして市が計画した利用料金収入の根拠としたところです。

市では、指定管理者と市が計画した収入を合わせた金額を基準として、市の示した要求水準を満たした上で事業を実施していただくこととしております。6万7000人は必ずしも指定管理者に達成を求める数字ではありません。

しかしながら、安定した事業継続のためには入場者数の増加について努力していただきたいと考えているところです。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 指定管理料と計画収入の金額と、令和5年度の利用料金収入の実

績を教えてください。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） PFI事業契約における指定管理料は1億1206万6664円で、利用料金の計画収入を6486万7407円と想定しておりましたが、令和5年度の実績としては5237万456円であります。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 計画収入と利用料金収入差額を見ると、大変大きく赤字になっております。皆さんからのいろいろな質疑からすると、赤字という数字が浮かび上がってくるのですが、全体としても赤字とのことですが、改善に向けた取組としてはどのようなことを考えているのでしょうか。

また、今回のように損失が出た場合は、市で必ず補償するという仕組みなのか。以前令和2年から17年までの指定管理をPFIという形で組む段階のときの契約書がございます。契約書の中身を見てみますと、収入を下回った場合は、市及び事業者はサービス購入料の見直しのための協議をすることができると、その点も含めて御説明をお願いいたします。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 収入と支出については、収支のバランスが重要だと考えておりまして、支出を抑えるか収入を増やすかということになりますので、適切な予算を組んでいただくことと、複数年の事業としておりますので、指定管理期間、トータルで収支バランスが保たれるように求めてまいります。

市の補填につきましては必ず補填をするという仕組みではなく、委員おっしゃられたように事業者から協議があった際、検討するというようなルールになっております。

令和5年度は指定管理者からの協議はなく、補填はしておりません。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 令和5年度では協議はなかったということですが、コロナとかい

ろいろ大変な時期もございました。開館以来、これまでの協議状況はどうだったのかお伺いいたします。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 協議による指定管理料の増額につきましては、コロナウイルス感染症の影響により市が設計した計画収入と収入見込額との差額として令和2年度は6021万1857円を増額し、令和3年度は3975万4991円を増額いたしました。

なお、損失の補填ではありませんが、令和4年度は展覧会の充実を図るとともに、美術館から市内への周遊を促す事業を実施することを目的として2495万円を増額しております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 利用料金収入は指定管理者の収入になると思いますが、計画収入を超えた分について、不足・赤字という話がずっと続いておりますが、仮に大変な人気を博し、入場者数が増えてすごく収入料が多いというふうな計画収入を超えた分については指定管理者の収入となるのか、それとも市の収入になるのかお答えください。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 計画収入の3割増しの金額8432万7629円までの収入については、全額指定管理者の収入となります。それ以上の部分については、市と指定管理者とが折半することとしております。指定管理者の経営努力によって黒字化が見込める仕組みとなっております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 今年度の蜷川実花さんの美術展は大変人気がありまして、それが口から口へ広まって、ぜひ見たほうがいいというふうな人気を博した企画が行われておりました。今年度の収支見込みはどのようになっているかお伺いいたします。

◎文化振興課長補佐（鶴巻 秀樹） 今年度の春夏プログラムの蜷川実花展は、美術館開館以来最

多の来館者数となり、8月末現在で5万4086人、うち有料来館者数が4万426人、それに伴いまして利用料金収入も増えておりまして、8月末の速報値では5900万円を超え、今年度収支については黒字が確実な状況となっております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） ぜひ人気を博す展覧会の企画をしていただいて、黒字を目し、ぜひ市の収入が増えますように祈念をいたしております。

ただ注意しなければいけないのは、今、議会の中で多々、市が関与するべきだというふうな委員の方のお声が聞こえております。

私たちは美術品については価値、そして価格があるようでない、私たち凡人にとってはこれが本当にお金の価値があるだけの美術品なのか、よく分かりません。そこをあまり素人判断でどうなの、金、金というふうにしてしまうと、展示する芸術家たちが萎縮してしまいますので、そこでのバランスもあんばいも考えながら、いい企画をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎26番（工藤 光志委員） 10款4項の社会教育費全般についてですが、今、各委員が特に美術館のことで質疑をしていました。答弁を聞けば、絵画を買うのも文化振興課だ、それから文化振興課のほうでやっている唾液の検査は健康に関すること、笑いに関すること、それも文化振興課だというふうな形で、今、答弁されていますけれども、美術館のほかに、まず何館、指定管理者の所管をしていますか。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） ただいまの質疑にお答えいたします。

市では、れんが倉庫美術館のほかに弘前文化センター、百石町展示館、市民文化交流館、岩木文化センター、弘前市民会館を管理しておりまして、そちらを全て指定管理で管理しております。

◎26番（工藤 光志委員） かなり多くの指定管理をしている施設を所管しているわけですが、その中で、先ほど課長補佐の答弁でいわゆる美術館の美術品を購入したと、それは予算を盛ってやっているわけですが、ただ、ここで私が聞きたいのは、お金のかかっていない、いわゆる弘前出身の作家・作曲家、いろいろな方の、国内外で活躍した人の遺品が寄贈されているのですが、今までどういう方々の遺品を寄贈されているかお知らせください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） まず、先ほどの私の答弁で間違いがありましたので、訂正させていただきます。

岩木文化センターについては指定管理ではなく、直営の管理でございました。

ちなみに今、委員から質疑のあった寄贈の部分については、遺品というわけではないのですが、当課、文化振興課になりますけれども、過去5年間どういう方からどういうものを寄贈いただいていたかというものとしましては、令和2年に菊池錦子様から書展2点、あとは令和4年度に秋田豊様から絵画4点、令和4年にまた別なタイミングで絵画1点、令和4年にまた別な方、張山田鶴子様から絵画1点、計8点の寄贈を受けております。

◎26番（工藤 光志委員） おかしいな。音楽家、いわゆる作曲家の菊池俊輔さんの遺品が今の答弁に入っていないようですけれども、いろいろな形で世界中で有名な菊池俊輔さんなのです。しかも市役所のすぐそばの弘前工業高校卒業で、作曲家を目指してそういう関係の学校へ入っていない方がそういう、世界的に有名なドラえもんとか、いろいろな形で音楽をしたと。それで賞もいっぱいもらって、そういう方の遺品が寄贈されるということになって、寄贈を申し出たら要らないと、まず先に断ったそうです。断ったのでいろ

いろな方に相談して、当時、神部長が一生懸命頑張って、ある程度の寄贈をしてもらったと。ところが寄贈したいものの全部ではなくて、寄贈される側が選んでこれは欲しい、これは欲しくないというふうな大変失礼なことがあったわけです。その欲しかった、寄贈されたものが文化センターのほうの廊下に展示されているのです。防犯上、決してよくない場所に展示されています。今まで寄贈された有名な人たちの展示する場所がないということで、その物がどこにどうなっているのかをまず教えてください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） お答えいたします。

ただいまお話があった菊池俊輔は弘前を代表する、ドラえもんや暴れん坊将軍もそうですけれども、タイガーマスクもそうですが、有名な曲を作曲したレジェンドでございますが、菊池俊輔コレクションについては、弘前レジェンドを語り継ぐ会の方を通じて、昨年12月に弘前観光コンベンション協会に遺品の一部71点が寄贈されて、所有権といたしましては弘前観光コンベンション協会になります。

先ほど文化センターと言っていたのですが、観光館のところで展示しております。展示の仕方についてはいろいろな御意見があるかと思いますが、私もその場所を見たのですけれども、施設を管理する管理者の活用の仕方という観点もあると思うので、そのような展示も仕方ないのかなと思っておりますが、あと防犯的な部分については、開館中は人がいる施設になっておりますので、その心配はないと判断しております。

◎26番（工藤 光志委員） 当初からそういう計画、寄贈者の要望ではなかったはずですが。市のほうで要らないと、それで先ほど課長が答弁したような団体の方が、観光部のほうに何回も何回も、私も相談を受けました。それで苦肉の策で、

神部長が頑張ってコンベンション協会のほうにということで、それは裏技なのです、はっきり言えば。

ですから、そういう世界的に有名な方を展示する場所がないということで、まず断っているわけでしょう。なければ、造ればいいではないですか。美術館あたりで赤字になった補填をする、いろいろな形で補填をしています。今現在使われていない施設があるはずですが、がらんどんで見せているだけの施設もあるでしょう。

例えば、先ほど私が間違えましたけれども、かつては観光館に食堂をやった場所もあります。あそこをちゃんと整備して、そういう方々の遺品を展示することによって観光客も来るし、そういう小学生、中学生、高校生、いろいろな教育にも資すると思うのです。なぜそんなことをしないのですか。

以前に三上委員が、市の買った貴重なものが見えなくなったこともなかったかということで、そういうふうな財産目録はあるのですか。つけているのか、そこを教えてください。

◎文化振興課長（菊地 謙太郎） まず、物品の管理についてでございますが、寄贈を受けた物品のほかに、購入した物品も含め、弘前市では弘前市物品会計規則に沿って適切に管理しているところです。

そのあと、もし紛失等・事故等があった場合としても、事故等になったときの対応についても、こうすべきというような手続の仕方を規定した条項もあり、それに従って対応していると考えております。

あとは今新設してでもというお話もありましたが、やっぱり限りある財政を考えると、こちらとしては、そういった御意見・立場もあるかもしれないのですが、限りある財政の中でそういうのが可能かどうかは、今後、研究していくところなの

ですけれども、また、既存の施設の利活用ということについても、私の課が所管している部分ではないものがあるので、ほかの課がその施設をどのように活用するか考えているところを、いろいろな意見を聞きながら、部を横断してそのようなことが可能かどうかというのは、今後、調査研究はしてまいりたいと思っております。

◎26番（工藤 光志委員） 観光館のそばにある郷土文学館はどのように使われていますか。

◎生涯学習課長（原 直美） 郷土文学館におきましては、郷土の出身の有名な作家についての展示を行うほか、順次企画展としてテーマに沿いながら作家の紹介を行っております。

また、指定管理者の予算の中で資料を購入して、その展示を行っていただいているものです。

◎26番（工藤 光志委員） 音楽という文化、いわゆる物書きの物語を読むのもそれは確かに子供たちの教育に資することだと思います。ただ、物を読むというのは、その本の中に、小説の中の世界に入って心を病む人もいるのです、逆に。ところが音楽は違うのです。テレビあたりで見ても、この人の歌で、この人の作曲した歌でみんな癒やされていると。いわゆる高揚させる、元気をつけさせるというそういう音楽の文化はあるわけです。昔のクラシックでも何でもかんでも。

ですから、郷土文学館の11人、10人の人たちも大事だけれども、音楽というものももう少し見直したほうがいいのではないかと。特に弘前はいろいろなライブをやる施設があります。高校生も軽音楽部だとか大学も軽音楽部とか、音楽に関するそういう活動をしている生徒・学生もいっぱいいます。社会人もそういう音楽をやっている人たちがいっぱい、バンドもあります。

その中で、菊池俊輔さんみたいな世界的に有名な方が寄贈を申し出たものを、こっちが選んで、選んでもらったものをあそこに展示するというの

は、遺族の方にいささか失礼なことをしていると。文化薫る弘前市ですよ。その辺のところをいろいろな形で、限られた予算だと言うけれども、確かにそういう趣のある建物、建築物は寄贈を受けています、高い金額を出しても、補助金をもらっても。観光館の食堂であったところを見積りしてみなさいよ、幾らもかからないはずですよ。

何も知らない人たちにとってみれば、ああいうディスクとかそういうものは、賞状とかは何も価値のないものかもしれませんけれども。それで、ドラえもんとかそういうものを聞いて育った人間にとっては、すごく宝物なのです。所管する観光部長、神部長はどのように思いますか。総括してください。

◎観光部長（神 雅昭） まず、今の観光館の元食事処追手門だったスペースをそういう偉人の方の展示スペースにすればいいのではないかという御提案があって、現時点で菊池俊輔氏の遺品だけを観光コンベンション協会で扱っているのですけれども、寄贈を受けて展示しております。ただ、やはり今の観光館の観光スタッフがインフォメーションにいるのですけれども、そこから目が届く範囲に展示しております。あの追手門の食堂跡のほうにやるとすると、やはり警備上なかなか、人を配置しないといけないということもございまして、観光コンベンション協会としては人の配置が必要となって経費がかさむということで今、スペースや予算の可能な範囲で展示している状況でございまして。

ただ、そのほかにも弘前にはいろいろたくさん、掘り起こせば弘前出身の偉人の方もいらっしゃると思います。そういうのを当市として全部収集というか、そういう情報をつかめればいいのですけれども、なかなかつかめない状況になってございまして、そういうのは根強いファンの方々だとかそういう方々が、まずは個人、任意団

体とかをつくって、そういう方々を紹介して機運を醸成できれば、そういう人たちを集約して、例えば観光館の追手門の跡地だとか、そういうところに集約して展示するということは可能だと思いますので、今後その辺を調査研究してまいります。

さらに、当市以外のところでもやはりそういう偉人の方々をどういうふうに収集して情報発信しているのか、展示しているのか、そういうことも考えたいと思います。やはりDX化というのもあります。ですので、その施設で説明、紹介するということと、さらにはデジタル化してネットで気軽にそういう情報をつかめる、そういうシステムをつくっている自治体、そういうのも調査研究してまいりたいと思います。

◎26番（工藤 光志委員） 部長、調査研究と言えば何ぼかでも、半歩でも一歩でも進んだというふうに思わせるための話のテクニックですけども、ただ一つだけ反論があります。あのインフォメーションで人目が届くと、菊池俊輔さんの作品のものに届きません。後ろになっています、インフォメーションの職員の方は。それで通路になっています。死角です。防犯上そこがいいというふうな判断かもしれないけれども、全然駄目ですよ。逆に食事処追手門のほうに開館時間に開いて、今、市役所に警備員も保安員も何人も回って歩いております、ただぶらぶらと。あの人たちが時間を取って、真っすぐに行ってあそこを回れば済むことではないですか。

とにかく調査研究をやると言ったのですから、同士の方が来年になったらやってもいいと言っていたので、一般質問をやります。副議長が一般質問をやれないという規定は一切ありませんので、それをちゃんと調査研究しておいてください。

◎委員長（佐藤 哲委員） 暫時、休憩いたします。

〔午前 1 1 時 2 9 分 休憩〕

〔午後 1 時 0 0 分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の質疑をもって、10款教育費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（森岡 欽吾） 11款災害復旧費の決算について御説明いたしますので、177ページをお開き願います。

177ページから178ページにかけての1項災害復旧費は、農地、農業用施設及び土木施設などの復旧に係る経費であり、予算現額13億37万9493円に對しまして、支出済額は11億2529万9410円、翌年度繰越額は8251万円で、9257万83円の不用額となっております。

翌年度繰越額は、土木施設災害復旧事業などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

3目林道災害復旧事業費14節工事請負費の1640万5300円は、林道災害復旧工事の契約差額などによるものであり、178ページの4目土木施設災害復旧事業費14節工事請負費等7297万3568円は、土木施設災害復旧工事の契約差額などによるものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、11款災害復旧費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 12款公債費の決算について御説明申し上げます。

決算書178ページの12款公債費は、長期債の元利償還金であり、予算現額87億3693万3000円に對しまして、支出済額は87億3548万3452円で、144万9548円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 13款予備費の決算について御説明申し上げます。

決算書178ページから179ページの13款予備費は、予算外の支出及び予算超過の支出に充てたものであり、当初予算額5000万円のうち、2392万8192円を充用し、2607万1808円の不用額となっております。

充用した科目及び金額は備考欄に記載のとおりであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を終結いた

します。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 歳入の決算について御説明申し上げます。

決算書11ページ、1款市税1項市民税は、予算現額82億1800万5000円に対しまして、収入済額は82億9034万5566円となっております。

2項固定資産税は、予算現額89億8832万7000円に対しまして、収入済額は89億3154万1883円となっております。

11ページから12ページの3項軽自動車税は、予算現額6億1338万8000円に対しまして、収入済額は6億3156万8845円となっております。

12ページの4項市たばこ税は、予算現額13億9131万円に対しまして、収入済額は14億63万2641円となっております。

5項入湯税は、予算現額1798万5000円に対しまして、収入済額は2139万1200円となっております。

6項都市計画税は、予算現額8億3308万円に対しまして、収入済額は8億3115万9758円となっております。

12ページから13ページの2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額1億3185万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

13ページの2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額3億9750万1000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3項森林環境譲与税は、森林環境税相当額の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額3643万2000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額702万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額5198万6000円に対しまして、収入済額も同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、一定の上場株式等の譲渡所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額5547万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

13ページから14ページの6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額3億217万5000円に対しまして、収入済額も同額であります。

14ページの7款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額43億2477万6000円に対しまして、収入済額も同額であります。

8款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額756万6000円に対しまして、収入済額は756万6421円となっております。

9款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額5633万3000円に対しまして、収入済額は5633万3991円となっております。

14ページから15ページの10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等の所在する市町村に交付されるもので、予算現額30万円に対しまして、収入済額も同額であります。

15ページの11款1項地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収分を

補填するために交付されるもので、予算現額 1 億3894万3000円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の軽減措置などによる減収分を補填するために交付されるもので、予算現額515万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力等に応じて交付されるもので、予算現額210億9393万円に対しまして、収入済額も同額であります。

15ページから16ページの13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので、予算現額1820万4000円に対しまして、収入済額も同額であります。

16ページの14款分担金及び負担金 1 項分担金は、予算現額847万9000円に対しまして、収入済額は845万4207円となっております。

16ページから17ページの 2 項負担金は、予算現額 3 億2062万7000円に対しまして、収入済額は 3 億2887万9349円となっております。

17ページから21ページの15款使用料及び手数料 1 項使用料は、予算現額10億1683万3000円に対しまして、収入済額は10億3123万2832円となっております。

21ページから23ページの 2 項手数料は、予算現額 1 億2051万8000円に対しまして、収入済額は 1 億1878万1660円となっております。

23ページの16款国庫支出金 1 項国庫負担金は、予算現額140億2544万6000円に対しまして、収入済額は135億5037万3806円となっております。

23ページから26ページの 2 項国庫補助金は、予算現額79億9273万2782円に対しまして、収入済額は66億7872万5755円となっております。

26ページから27ページの 3 項委託金は、予算現

額5320万8000円に対しまして、収入済額は5166万4405円となっております。

27ページの17款県支出金 1 項県負担金は、予算現額45億484万9000円に対しまして、収入済額は45億1439万8435円となっております。

27ページから30ページの 2 項県補助金は、予算現額34億3606万4772円に対しまして、収入済額は28億9895万6291円となっております。

30ページから31ページの 3 項委託金は、予算現額 3 億9464万2000円に対しまして、収入済額は 3 億7804万1274円となっております。

31ページから32ページの18款財産収入 1 項財産運用収入は、土地・建物等の貸付収入及び基金から生じる利子等であり、予算現額4524万8000円に対しまして、収入済額は4879万2912円となっております。

32ページの 2 項財産売払収入は、不動産・物品等の売払い収入でありまして、予算現額4047万6000円に対しまして、収入済額は7544万8676円となっております。

32ページから33ページの19款寄附金は、予算現額14億7780万7000円に対しまして、収入済額は13億6674万6267円となっております。

33ページから34ページの20款繰入金 1 項基金繰入金は、一般会計の財源として各基金から繰入れしたもので、予算現額40億3430万3000円に対しまして、収入済額は18億5380万3536円となっております。

34ページから35ページの21款繰越金は、予算現額16億1286万8244円に対しまして、収入済額は16億1286万7275円となっております。

35ページの22款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額2400万1000円に対しまして、収入済額は3351万5102円となっております。

2 項市預金利子は、予算現額 3 万円に対しまして、収入済額は 1 万2253円となっております。

35ページから36ページの3項貸付金元利収入は、予算現額12億8812万6000円に対しまして、収入済額は11億8691万7932円となっております。

36ページの4項受託事業収入は、予算現額1億1388万円に対しまして、収入済額は9800万1035円となっております。

36ページから41ページの5項雑入は、予算現額13億2437万1000円に対しまして、収入済額は14億1349万9079円となっております。

41ページから43ページの23款市債は、建設事業の財源などとして借入れした長期債であり、予算現額54億5200万円に対しまして、収入済額は42億9560万円となっております。

なお、差額のうち8億9640万円は、令和6年度へ繰り越した事業に係る財源として令和6年度で借入れする予定のものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 歳入につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

創和・公明。

◎16番（木村 隆洋委員） 16款2項1目、24ページ、あわせて16款2項7目、26ページ、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）について伺いたします。

これは両ページにわたってありますが、令和5年度にこの交付金を使って行った事業はどういった事業があるのでしょうか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 交付金の申請をいたしましたので、私のほうからお答えいたします。三つの事業を実施しております。

一つ目が市民課において、コンビニ交付サービスです。これは住民の利便性向上のため、全国のコンビニエンスストア等で住民票等の取得を可能とするサービスで、令和6年3月より運用しております。

二つ目が学校指導課において、A Iドリルです。市立小中学校に在籍する全児童生徒の端末にA Iドリルを導入し、授業や家庭学習における個別最適な学びの充実によって主体的に学ぶ態度を養うとともに、基礎的な知識、技能を効率的に習得することを目指し、令和5年4月より利用を開始しております。

最後三つ目、情報システム課がA Iチャットボットです。これは利用者からのテキストの問いかけに、A Iが自動で回答するプログラムA Iチャットボットを導入し、問合せ業務のサポートをするものとして令和5年11月1日より運用を開始しております。

◎16番（木村 隆洋委員） このデジタル田園都市国家構想交付金は、国でいえば岸田内閣ができてからという形の流れだと思いますが、令和3年度から行って、国で申請を受け付けている交付金だというふうに認識しております。これまで令和3年度から令和5年度まで交付された、この3年間の総額と、この交付金を活用して行った事業について伺いたします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） まず、3年間の総額についてです。これまでの総額ですが、令和3年度は申請しておりません。令和4年度に申請した交付金、こちらは令和5年度の事業となりますが、交付額として2781万4155円となります。それから、令和5年度に申請した交付金、こちらは令和6年度の事業となっており、まだ事業費が確定しておりませんので交付申請額を申し上げますが、342万7000円となり、これまでの合計で3124万1155円となっております。

次に、どのような事業を行ってきたのかですけれども、令和5年度の活用はコンビニ交付サービス、それからA Iドリル、A Iチャットボットの3事業です。令和6年度の活用は2事業で、一つ目が情報システム課でキャッシュレス決済導入。

これは窓口での各種証明書の手数料のキャッシュレス決済のシステムの導入を行い、本年11月1日開始予定で準備を進めております。

二つ目が、LINE運用支援ツールの導入です。これはLINEによる市からの情報のプッシュ配信、それから市民からの情報提供、窓口等のオンライン申請が効果的にできる仕組みの導入を行い、来月10月1日開始予定で準備を進めております。

◎16番（木村 隆洋委員） この3年間で交付申請を行った事業、交付された額を伺いました。

これすみません、1点ちょっと確認で、総事業費になると、先ほど交付額が3000万円余りというお話がありましたが、総事業費だと6000万円余りぐらいになるのでしょうか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 失礼いたしました。

総事業費になりますと約6200万円程度になります。申し訳ありませんでした。

◎16番（木村 隆洋委員） 総務省のほうでデジ田の交付金（実装タイプ）を各市町村でどれだけ申請しているかという総事業費もRAIDAというのを調べれば出てきますので、弘前では今6293万円というふうに認識しております。

ちょっと総事業費ベースのお話になりますが、その中で、先ほど来コンビニ交付のお話もありました。総事業費で見ると、コンビニ交付が6293万円のうち4052万円というふうにRAIDAを見ても公表されております。

せっかくのデジ田の交付金という中でも、やっぱり住民票とかのコンビニ交付が当市は遅いのかなという、八戸市はもう既に平成28年(2016年)に行っております。県内3市を見ても、青森市は令和2年(2020年)に行っております。

それで、私は総務常任委員会に属しているのですが、今年5月、広島県三原市に視察に行きまし

た。三原市ではデジタルファースト宣言とうたっておりまして、市民サービス、行政運営、そして関係人口創出と、三つのデジタルファーストを掲げております。このRAIDAを拝見すると、既に交付額は恐らく1.1億円、総事業費は2.2億円、総事業費で8件の事業を行っている、人口が8.8万人の地域であります。県内他市を見ても、むつ市は既に6.4億円の総事業費をかけてDX化をどんどん進めているというような状況であります。

先ほどLINE等のお話もありましたが、五所川原市、むつ市は、ほかをやっていますけれども、ここが県内でもかなり早くLINEをやっております、どちらも登録者は約1万9000人余り。五所川原市から弘前市に引っ越した方にも伺ったことがあります、弘前はやっとLINEを始めるということですが、五所川原は非常に便利だと、何でもLINEですぐ来て、情報もすぐ分かりやすいというようなお話も伺っております。

このデジ田の交付金というのは、ある意味全国の自治体での奪い合い、また、DXのやる気が問われている交付金だというふうに言われてもおります。そういった中で、当市では総事業費ベースで6293万円です。交付実績が3000万円余り。そのうち4000万円が実際はコンビニ交付というふうな状況になっております。

午前中の質疑でもかなりデジタル化、DX化のお話が出ておりました。このDX化を進めていくためにも、この交付状況は適切と考えるのかお伺いいたします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 交付状況が適切かということですが、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）は、イニシャルコスト及び導入初年度のランニングコストの2分の1が交付の対象になっており、次年度

からのランニングコストは交付対象外となっております。D Xを進める上で有効に活用できる制度ですけれども、費用対効果を踏まえて活用する必要があります、当市においてはこれまで5事業にこの交付金を活用しておりますが、市民サービス向上に資する事業を精査して適切に活用しているものと考えておりますので、今後も有効に活用しながらD Xを推進してまいります。

◎16番（木村 隆洋委員） ランニングコスト等のお話もありますが、では、今後、弘前はD Xをやらないというイメージになってしまいますよね。どうせやっていかなければいけないのであれば、この有利な、よく市で言うではないですか。有利な起債を使いますとか、有利な交付税措置がされるもので賄っていきますと。これからデジタル化を、どんどんD X化していくのであれば、今何でこの交付金が出るときにやろうとしないのかというのは、私は疑問を感じざるを得ないと思っております。

初日だったか二日目の決算審議においても、目の前にいる樋川委員からまちづくり1%システムの申請等に関しても、役所に一々何回も何回も行って大変だ、平日は仕事もしています、こういう状況で大変だ、もう少しオンライン化を、もっとデジタル化して申請できれば、非常にもっと手続が楽なのというお話もありました。

午前中の質疑でも、坂本委員から教育現場においての学校図書のデータベース化を、もうちょっと調べやすいやり方があるのではないかというふうなお話もありました。皆さんD X化・デジタル化のお話をしているのは、各委員それぞれ、本当に私はそう思います、聞いていて、そのとおりだなと思います。それだったなら、早めにやっていくことが余計、ランニングコストどうこうも分かるのですが、どうせやらなければいけないものを、何で有利な財源がこれだけあるとよく言うと

きに、有利な交付金があるときに使わないのか疑問しかないです。

これは、実は情報システム課長に言うお話ではないので、できれば今後どうするかというのは市の考え方なのでしょうけれども、デジタル化・D X化は各部・各課にかなりまたがっています。どこの課に言っているのだろうかというぐらいの大きい話です。ですので、こういう交付金があるときであれば、この現場でこういうことがもっと改善されていく、市民サービスがもっと改善されていく、この交付金を使えばもう少しこういうことができるのではないかと、他市でこういうことをやっているから今のこの交付金が出ているうちにこちらでやったほうがいいのではないかと、各部・課でもっと共有して吸い上げていただきたい。それをお願いして、この質疑を終わりたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

なお、弘前さくら未来の持ち時間は満了となっております。御了解ください。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 私からは32ページになります。

財産売払収入のところ、不動産売払収入、土地売払収入、立木売払収入と書いてあるのですが、これの内訳をお知らせください。

◎管財課長（太田 泰輔） 私のほうから、土地売払収入のほうをお答えさせていただきます。

こちらの内容といたしましては、法定外公共物を含む普通財産の売払いということになってござ

います。それで、まず法定外公共物のほうでございますけれども、こちらは処分件数としては21件、処分した地積の計といたしましては1,240.55平米、処分の額といたしましては1115万8752円となっております。

そして法定外公共物以外の普通財産のほうでございますけれども、こちらは処分件数としては6件、処分した地積の計としては1,079.03平米、処分の額といたしましては3965万628円となっております。

◎農村整備課長（小倉 洋幸） 立木売却収入に係る御説明をいたします。

市に存在します森林には、国と市が売払いによって得た収益を関係者同士で分配する、いわゆる分収造林の契約を締結している国有林がございます。このうち、令和5年度において国が立ち木の売払いに係る入札を行い、落札林業業者からの売払い金がこのたび納入されたものでございます。今回国が立ち木の売払いを行った場所は、岩木山麓にある百沢字東岩木山の国有林の一部でございます。その売払い金額は352万円でありまして、そのうち国との分収契約に基づき、売払い金額のうち2割に当たる70万4000円が国に、残りの8割に当たる281万6000円が市にこのたび納入されたものでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

土地のほうはいいのですけれども、立ち木で、ちなみに市で持っている市有林とかというものはあるものなのですか。

◎農村整備課長（小倉 洋幸） 当市の面積のうち大体約45%が森林でありまして、そのうち国と市が分収造林の契約を結んでいる国有林の面積は149ヘクタールあります。

今、委員からお話があった市が所有する森林は719ヘクタールございまして、その内訳といた

しまして防風林が512ヘクタール、杉などを造林している森林が207ヘクタールございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

今、まさに能登半島で洪水災害が、森林とか河川が本当に整備されていないというのを目の当たりにされて、弘前はゼロカーボンシティも宣言しています。森林はカーボンクレジットにもなります。

さらに、熊の出没というのは、森林に手をかけないことによって民家の近くへ熊が来るというような事態も報道されております。

売払いでも何でも、歳出のほうでも林業振興費というのが盛られていて、森林現況調査及び森林整備計画作成業務委託料というのも結構な額で盛られております。

そういう、今こそ弘前市は森林と接している面積が多いので、こういうふうに売ってお金にする、さらには整備にもお金をいろいろと補助金を使ってやっていただきたいと思います。

次に、その下にありますりんご売却収入をお聞かせください。

◎りんご課長（伊藤 昌一） りんご売却収入につきましては、市りんご公園で生産しているりんごを収穫体験や店頭販売、加工用として販売した際の収入になります。

りんごの販売に当たりましては、りんご公園の指定管理者である弘前観光コンベンション協会と販売委託契約を締結し、毎月コンベンション協会からは品種や販売数量、金額等を報告していただいて、市は販売代金から販売手数料を除いた額を収入しているものでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

指定管理でも、りんごを売ってお金が入ってくる指定管理というすばらしい事業があるというこ

とを今知りました。

ちなみにりんごの収穫数量はどれぐらいなのか、統計があれば過去3年ぐらいでも、持ち合わせている数でいいです。

あとりんご公園の面積はどれぐらいありますか。

◎りんご課長（伊藤 昌一） 販売実績でお答えしたいと思います。

令和5年度から過去3か年分で申し上げますと、令和5年度は数量が約2万5600キログラム、20キロ箱換算で1,283箱を販売し、収入は657万113円となっております。また、令和4年度は同じく3万1900キロ、1,597箱で791万6255円、令和3年度は同じく約2万2700キロございました1,189箱、436万5829円となっております。

りんご公園の面積につきましては、約9.7ヘクタール、そのうちの栽培面積は約2分の1の4ヘクタールとなっております。

◎12番（齋藤 豪委員） 9. 幾つですか。それでこれぐらいの収穫量であればちょっと少ないなという、一般・民間に落とし込めば全く赤字なのですけども、前回、総統の樹を私は質問させていただきました。

りんご公園自体ちょっと、やっぱり全ての木において樹勢管理が悪いな、衰えているなという気があるのですけれども、総統の樹とかはどうなりましたか。

◎りんご課長（伊藤 昌一） 今、委員から御指摘のございましたとおり、園内のりんご樹の中には植樹してから今年で46年となる普通木や26年が経過するわい化木など、相当数の年数が経過した木の割合が高く、栽培指導を委託している県りんご協会からは、収穫量の減少の要因になっているという指摘を受けてございます。そのため、今年8月から9月にかけてまして改植に向けた土壌改良のため、一部の園中で天地返しを行ったところで

ございます。

今後も樹勢を確認しながら、計画的に改植を行っていくことで園内のりんごの木を健康な状態にして、生産量の向上にもつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

改植の話もありましたので、ぜひとも新しい栽培技術を、高密植とかそういうのを取り入れて、りんご公園ではあるのですけれども、弘前市のりんご技術の高さというのも内外に示していただければなというふうに思います。なおかつ、収量が安定して売払い収入がより入ってくれば、なおのこといいかと思います。

次に、この下にあります動物売払収入4万6750円なののですけれども、これについても持ち合わせていればお願いします。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 動物売払収入について御説明いたします。

こちらは弥生いこいの広場のイノシシを売り払ったものであります。イノシシにつきましては、成獣になると90キロから180キロと大分大きくなることと、毎年4から6頭ぐらい生まれておりますので、展示場所の問題などありますので、生まれてから展示して、動物広場が終了した後に売り払っております。

◎12番（齋藤 豪委員） そういう事情であれば、多少なりとも餌代にでもなればよろしいのかと。やっぱり動物は生まれて、生涯を全うするということはいろいろありますけれども、それはそれでよいのかなと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第73号に対して、御意見ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 私は、会派日本共産党を代表して、議案第73号令和5年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について反対し、その討論を行います。

反対理由の第1は、地方自治体に悪政を押しつける国・政府に言いなりだからです。

2款3項1目の戸籍総合システム改修業務委託等は戸籍の付票に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修を行おうというものです。

国は、戸籍の付票に氏名の振り仮名を追加する基準について、氏名に用いる文字の読み方として一般的に認められているものとし、漢字本来の読み方と異なるきらきらネームを規制する姿勢を示しています。氏名は個人の人格を象徴するもので、行政による命名権の侵害に当たりかねません。

また、国はマイナンバーと戸籍情報の連携により、マイナンバーカードの利用拡大を狙っています。さらに市職員に全市民の戸籍に氏名の振り仮名をつけるという膨大な作業が国から押しつけられます。

2款2項1目の個人住民税システム改修業務委託料は、令和6年度から森林環境税の賦課徴収を行うためのシステム改修を行うというものです。

森林環境税は所得にかかわらず、市民税に1世帯当たり1,000円を一律徴収するものであり、逆進性が高い集め方です。しかも国税なのに所得税ではなく、市民税にかぶせて所得税が非課税の世帯からも徴収するものですから、なおさら市民生活を圧迫するものです。森林整備の財源は国の一般会計での森林予算や地方交付税で補償すべきです。

2款1項1目の自治体情報システムの標準化に係るFit & Gap業務委託料は、自治体情報システムの標準化・共通化を推し進めるものです。自治体システムの標準化は自治体の二重業務を国が決めた仕様に統一し、カスタマイズを認めないというもので、住民サービスが後退しかねません。

2款3項1目のマイナンバーカード交付関連事務等業務委託料は、マイナンバーカードを普及させようとするものです。国は健康保険証廃止とマイナンバーカードの一体化に固執していますが、マイナンバーカードの押しつけはやめるべきです。

反対理由の第2は、県内外からの宿泊者にあまねく課税する宿泊税導入を狙っているからです。

7款1項3目の弘前市宿泊税検討委員会が令和5年度となる今年3月に設置されました。宿泊税が導入されれば、宿泊者にとっては新たな税負担となり、特別徴収義務者となる宿泊事業者に対しては過大な負担をしいることになることから、宿泊税導入には反対です。

反対理由の第3は、市民の個人情報保護対策が極めて脆弱であるからです。

2款1項4目、健康とまちのにぎわい創出支援業務委託料の健康アプリ、3款2項1目、ひろさき子育て応援アプリ運營業務委託料の子育て応援アプリの利用は、多くの個人情報が民間事業者に蓄積される可能性があるだけに、アプリ利用者に

個人情報の取扱いについての同意確認の重要性を促すことが必要と考えますが、市の取組は極めて脆弱です。

3款1項1目、次世代医療基盤法に基づく医療情報提供は、市民のプライバシー権を危険にさらすものです。

そのほか反対の主な事業名を指摘します。

2款3項1目、市民課窓口業務等業務委託料、7款1項6目、星と森のロマンチックピアエスコ事業業務委託料、10款4項4目及び10款4項7目、市立図書館と郷土文学館指定管理料、10款4項10目、れんが倉庫美術館等指定管理料。以上の反対理由を申し上げ、討論とします。ありがとうございました。

◎22番（松橋 武史委員） 私は、議案第73号令和5年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行によって、観光地には外国人を中心に観光客の姿が戻り、社会経済活動の正常化が進みましたが、長引く物価高騰や人手不足の悪影響などにより、当市の地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれていました。

このような中、弘前市では、物価高騰の悪影響を受けている事業者に対して、中小企業への電気価格高騰対策資金、トラック運送業者やタクシーなど交通事業者に対する支援金、そして弘南バスなど公共交通事業者への支援金によって事業活動の下支えをしてきました。

生活者支援としての弘前お米とくらし応援券は、県産米の消費拡大とともに家計負担の軽減につながったほか、子育て世代や低所得世帯への給付金、水道料金及び下水道使用料の軽減など、時期を逸することなく補正予算を編成し、取り組んでいたことは高く評価できます。

さて、令和5年度一般会計歳入歳出の決算を見

ますと、歳入882億7900万5000円に対し、歳出869億6996万8000円で差引き13億903万7000円の残高を生じており、翌年度繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8億4002万円の黒字となっております。

財政の健全化を示す指標であります実質公債費率と将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、良好な比率を維持しております。また、財政の弾力性を示す経常収支比率はやや高い水準にあり、前年度から改善をしております。

基金現在高については、財政調整基金が前年度に比べて約3000万円増の約29億3000万円、基金全体では前年度に比べ約3億3000万円の減、約104億6000万円となっております。

以上申し上げましたこと及びこれまでの決算審査の状況から判断しますと、令和5年度一般会計予算の執行は、財政健全性に留意し効率的に行われたものと思われ、各款にわたり、計上予算の目的に沿って適切に予算を執行したものと判断されるところであります。

よって、議案第73号については、認定することに賛成するものであります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしまし

た。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第74号令
和5年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第74号令
和5年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について御説明申し上げます。

180ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が194億465万1573円、歳出
が189億6745万7747円で、歳入歳出差引き残額は
4億3719万3826円であり、この残額は翌年度へ繰
り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますの
で、191ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額 2
億7247万3000円に対しまして、支出済額が 2
億6520万5834円で、726万7166円の不用額であり
ます。

192ページをお開き願います。

2 項徴収費は、予算現額3772万円に対しまし
て、支出済額は2938万4466円で、833万5534円の
不用額であります。

3 項運営協議会費は、予算現額42万1000円に対
しまして、支出済額は32万9342円で、9万1658円
の不用額であります。

193ページをお開き願います。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、予算現額115
億3775万5000円に対しまして、支出済額は111
億5647万7765円で、3億8127万7235円の不用額で
あります。

2 項高額療養費は、予算現額18億3891万3000円
に対しまして、支出済額は17億7208万7038円
で、6682万5962円の不用額であります。

194ページをお開き願います。

3 項移送費は、予算現額2,000円に対しまし
て、支出済額はございません。

195ページをお開き願います。

4 項出産育児諸費は、予算現額4201万8000円に
対しまして、支出済額は3369万9112円で、831
万8888円の不用額であります。

5 項葬祭諸費は、予算現額1680万円に対しまし
て、支出済額は1380万円で、300万円の不用額で
あります。

6 項傷病手当金は、予算現額343万3000円に対
しまして、支出済額は10万8254円で、332万4746
円の不用額であります。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費
分は、予算現額31億3366万6000円に対しまして、
支出済額は31億3366万4150円で、1,850円の不用
額であります。

196ページをお開き願います。

2 項後期高齢者支援金等分は、予算現額11
億9350万5000円に対しまして、支出済額は11
億9350万3930円で、1,070円の不用額でありま
す。

3 項介護納付金分は、予算現額4億4624万6000
円に対しまして、支出済額は4億4624万5151円
で、849円の不用額であります。

4 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、
予算現額1億6357万8000円に対しまして、支出済
額は1億3707万6982円で、2650万1018円の不用額
であります。

197ページをお開き願います。

2 項保健事業費は、予算現額9743万8000円に対
しまして、支出済額は6973万6973円で、2770
万1027円の不用額であります。

198ページをお開き願います。

5 款 1 項基金積立金は、予算現額9億3982
万1000円に対しまして、支出済額は6億4426
万8593円で、2億9555万2407円の不用額でありま

す。

6 款 1 項公債費は、予算現額30万円に対しまして、支出済額はございません。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額8266万7000円に対しまして、支出済額は7187万157円で、1079万6843円の不用額であります。

199ページをお開き願います。

8 款 1 項予備費は、予算現額1000万円に対しまして、充用額はございません。

次に、歳入について御説明申し上げますので、186ページにお戻り願います。

1 款 1 項国民健康保険料は、予算現額32億1883万4000円に対しまして、収入済額は35億7368万2013円であります。

187ページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額27万3000円に対しまして、収入済額は6万4890円であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金は、予算現額30万円に対しまして、収入済額は88万5000円であります。

4 款県支出金 1 項県補助金は、予算現額138億6621万1000円に対しまして、収入済額は134億142万8926円であります。

188ページをお開き願います。

5 款財産収入 1 項財産運用収入は、予算現額5万8000円に対しまして、収入済額は5万7042円あります。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額17億5542万9000円に対しまして、収入済額は17億2630万4625円あります。

2 項基金繰入金は、予算現額2億5905万4000円に対しまして、収入済額はございません。

189ページをお開き願います。

7 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予

算現額1803万2000円に対しまして、収入済額は1449万3680円であります。

2 項雑入は、予算現額5435万4000円に対しまして、収入済額は4352万3846円あります。

190ページをお開き願います。

8 款 1 項繰越金は、予算現額6億4421万1000円に対しまして、収入済額は6億4421万1551円あります。

説明は、以上です。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第75号令和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第75号令和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

200ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が23億6781万9654円、歳出が23億559万2884円で、歳入歳出差引き残額は6222万6770円であり、この残額は翌年度へ繰越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、208ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額4668万2000円に対しまして、支出済額は4382万4238円で、285万7762円の不用額であります。

2 項徴収費は、予算現額1140万4000円に対しまして、支出済額は986万2776円で、154万1224円の不用額であります。

209ページをお開き願います。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額22億5070万3000円に対しまして、支出済額は22億4879万2100円で、191万900円の不用額であります。

3 款公債費 1 項公債費は、予算現額3万円に対しまして、支出済額はございません。

4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額516万円に対しまして、支出済額は311万3770円で、204万6230円の不用額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、206ページにお戻り願います。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、予算現額15億4077万3000円に対しまして、収入済額は16億98万5309円であります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額15万円に対しまして、収入済額は980円であります。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額7億848万4000円に対しまして、収入済額は7億407万1392円であります。

4 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額35万7000円に対しまして、収入済額は31

万750円であります。

2 項償還金及び還付加算金は、予算現額516万円に対しまして、収入済額は326万4530円であります。

207ページをお開き願います。

3 項雑入は、予算現額2万6000円に対しまして、収入済額は15万8212円であります。

5 款 1 項繰越金は、予算現額5902万9000円に対しまして、収入済額は5902万8481円であります。

説明は、以上です。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第76号令和5年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第76号令和5年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて御説明申し上げます。

210ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が211億4339万808円、歳出が204億6898万7910円で、歳入歳出差引き残額は6億7440万2898円であり、この残額は翌年度へ繰越ししております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、221ページを御覧願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額 6 億7062万9000円に対しまして、支出済額が4億9545万7460円、翌年度繰越額は1億1826万1000円で、5691万540円の不用額であります。翌年度繰越額は、地域密着型サービス整備等事業費補助金などに係るものであります。

222ページを御覧願います。

2 項徴収費は、予算現額1401万9000円に対しまして、支出済額が1220万2954円で、181万6046円の不用額であります。

3 項介護認定審査会費は、予算現額4656万7000円に対しまして、支出済額が4656万7000円で、不用額はございません。

2 款 1 項保険給付費は、予算現額191億6388万6000円に対しまして、支出済額が177億1595万9709円で、14億4792万6291円の不用額であります。

224ページを御覧願います。

3 款 1 項地域支援事業費は、予算現額11億5371万6000円に対しまして、支出済額が9億6366万6888円で、1億9004万9112円の不用額であります。

226ページを御覧願います。

4 款 1 項基金積立金は、予算現額 7 億6084万7000円に対しまして、支出済額が7億6084万6882円で、118円の不用額であります。

5 款 1 項公債費は、予算現額100万円に対しまして、支出済額はございません。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額 4 億7433万5000円に対しまして、支出済額が4億7428万7017円で、4万7983円の不用額であります。

227ページを御覧願います。

7 款 1 項予備費は、予算現額1000万円に対しまして、支出済額はございません。

次に、歳入について御説明申し上げますので、216ページにお戻り願います。

1 款保険料 1 項介護保険料は、予算現額38億549万6000円に対しまして、収入済額は37億6194万5339円であります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額 7 万円に対しまして、収入済額は9,234円であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、予算現額35億4127万4000円に対しまして、収入済額は34億2198万1659円であります。

2 項国庫補助金は、予算現額19億3898万7000円に対しまして、収入済額は17億247万9610円であります。

217ページを御覧願います。

4 款 1 項支払基金交付金は、予算現額54億384万8000円に対しまして、収入済額は50億3108万2528円であります。

218ページを御覧願います。

5 款県支出金 1 項県負担金は、予算現額26億8698万8000円に対しまして、収入済額は26億2227万4160円であります。

2 項県補助金は、予算現額 4 億2397万円に対しまして、収入済額は 3 億2680万8079円であります。

219ページを御覧願います。

6 款財産収入 1 項財産運用収入は、予算現額 1 万6000円に対しまして、収入済額は 1 万4920円あります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額32 億6718万5000円に対しまして、収入済額は30 億4610万1770円であります。

2 項基金繰入金は、予算現額 4 億6570万7000円 に対しまして、収入済額は 4 億6570万7267円 であります。

8 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額40万円に対しまして、収入済額は58万1560 円であります。

220ページを御覧願います。

2 項雑入は、予算現額22万7000円に対しまして、収入済額は357万2720円であります。

9 款 1 項繰越金は、予算現額 7 億6083万1000円 に対しまして、収入済額は 7 億6083万1962円 であります。

以上で、説明を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、1 名の質疑通告がございます。

会派を指名いたします。創和・公明。

◎ 1 6 番（木村 隆洋委員） 1 款 1 項 1 目、221ページ、認定調査業務委託料についてお伺いいたします。

まず、令和 5 年度の要介護認定の委託件数についてお伺いいたします。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 令和 5 年度における介護認定の申請件数は9,589件で、このうち居宅介護支援事業所等に委託した件数は6,105件となっております。

◎ 1 6 番（木村 隆洋委員） 令和 5 年度の当市が委託している事業者等を含めての委託の単価をお伺いいたします。それで、令和 5 年度の委託単価と、令和 6 年度は変更がないのかも併せてお伺いいたします。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 当市の委託単価は、在宅者が2,750円、施設入所者が2,200円となっております、令和 6 年度も同額で設定しておりま

す。

◎ 1 6 番（木村 隆洋委員） 令和 5 年 6 月の東奥日報等にも、これは予算委員会のときにもお話しさせていただいたのですが、令和 5 年 6 月に部長のところに、これでは安すぎるということで陳情に行かれた団体もあるというふうに報道もなされております。この令和 5 年度の状況、弘前市を含めた周辺市町村も在宅、また施設入所を含めてかなり安い金額になっておられたというふうに伺っております。

しかしながら、この事業者等を含めた陳情等の状況があつて、令和 5 年度の状況を含めて令和 6 年度にかけて委託単価を上げてきた周辺市町村があるというふうに伺っております。もし市で把握しているとすれば、その周辺市町村の単価を分かっている範囲でお知らせください。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 周辺市町村ということで、津軽広域連合構成市町村の令和 5 年度の単価は、西目屋村が当市と同じ金額、板柳町が在宅者2,400円、施設入所者が2,100円、ほかは在宅・施設それぞれ2,200円となっております。このうち平川市、藤崎町、西目屋村、田舎館村、大鰐町は今年度に委託料の見直しを行っておりまして、大鰐町は弘前市と同じ金額に、他の 4 市町村は在宅者を4,000円台に値上げしたと伺っております。

◎ 1 6 番（木村 隆洋委員） ちょっと意地悪な質疑をして、実はどのぐらい上げたか調べております。田舎館村は、在宅を2,200円から倍増の4,400円に令和 6 年度、令和 5 年度の状況を踏まえて上げております。藤崎町は2,200円から在宅を4,180円、入所施設も2,200円から2,860円に上げております。西目屋村は、在宅を2,750円から4,030円、施設入所も2,200円から2,770円に上げております。平川市は、2,200円から在宅を4,070円に上げております。入所施設も2,200円

から2,530円に上げております。やはりこの定住自立圏を含めた8市町村の中でもかなり大幅に上げてきている自治体が多いというふうに認識しております。

弘前市は先ほど課長の御答弁でありました、在宅2,750円のままで、施設入所も2,200円のままというふうになっております。この在宅の要介護認定を伺っている際に、予算委員会等では2時間とかというお話もありましたが、所要の時間ですね。実際はやっぱり3時間以上かかる、4時間程度かかるとかというお話も伺っております。

今は最低賃金が898円ではありますが、来月5日から953円にまた上がります。そういった意味では、下手すると弘前は、時給換算すると今でも最低賃金以下なのに、ますます最低賃金以下にならざるを得ないというふうに考えざるを得ません。こうなると、もう各事業者が、これだとうちらはやっていけないということで、どうぞ弘前市が自分たちで、直営でやってくださいというふうな話になりかねません。

それでお伺いしたいのですが、先ほど令和5年度は9,589件のうち委託件数が6,105件というふうなお話を伺いました。市の直営でしている部分の介護認定調査員の時給、1時間当たりの報酬は幾らになっているのかお伺いいたします。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 認定調査業務を行っております会計年度任用職員の給与を時給に換算しますと1,355円となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） 万が一これが、令和5年度の在宅に関しての委託料が2,750円で、この辺で一番大きい都市の弘前が全く変更がない。平川市、西目屋村、藤崎町、田舎館村はもう4,000円台に上げて、そうしないと多分受託業者がいけないという部分で値上げしているというふうに思われます。

これは令和5年度の決算なので、ここで申し上

げることではないのかも分かりませんが、ただ、あまりにも動きが見られない。令和5年度の決算を受けて、他自治体では動きを見せている状況で、弘前が6年度に反映させていないというところも含めれば、これは令和7年度の予算要求を今これからする段階において、この2,750円であれば、本当に最低賃金以下の状況で果たしていいのかというふうに思います。現場からも大変厳しい声が上がっております。この令和7年度に向けた予算要求に向けて、部長としてどういうお考えなのかお伺いいたします。

◎福祉部長（秋元 哲） 木村委員からはこの件について、来年度の委託料の見直しについてどう考えるかというふうな意気込みみたいなものだと思います。

この件につきましては、一般質問で須藤議員からも強く要求されたことでありまして、市といたしましては財政負担も考慮して検討していくというふうにお答えいたしました。

来年度予算につきましては福祉部に限らず、市全体として調整していかなければならないというふうな状況はありますけれども、福祉部の立場として言わせていただければ、今のやり取りも含めて委託先の調査員のモチベーションが下がらないように、あるいは上げるためにも予算要求はしっかりしていきたいと思ひますし、その委託料の増額が実現できるよう一生懸命頑張っていきたいというふうに思ひます。

◎16番（木村 隆洋委員） これがまた各事業者が要介護認定の委託調査をやらないというふうになれば、先ほど直営の調査員の1時間当たりの単価みたいなものが1,300円という数字もあります。実際に受けなくなれば、もっと市の財政負担は大きくなると簡単に推計できると思ひます。

そういう意味では、ぜひ財政のほうで、この最低賃金以下で現実には認定業務委託をお願いしてい

るこの現状をぜひ、他自治体ではもう改善しております。弘前市がここで改善しないと、もう受けるところがないという状況にもなりかねませんので、財政当局ではぜひ4,000円台に在宅の部分を上げていただきたいと強くお願いして、終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては反対

がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第77号令和5年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第77号令和5年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、令和5年度弘前市水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和5年度の未処分利益剰余金は7億7859万2052円であり、うち3億654万4999円は起債の償還に充てるため、減債積立金へ積立てするものであり、また、4億7204万7053円は自己資本造成のため、資本金へ組み入れようとするものであります。

次に、令和5年度業務量について御説明いたしますので、21ページをお開き願います。

水道事業の業務量の主なものとして、年間総配水量は1890万6646立方メートル、有収率は85.00%、給水人口は15万6944人、普及率は98.08%、給水戸数は7万5265戸となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は41億9529万9041円、支出決算額は36億402万6742円

となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は25億8546万2844円、支出決算額は46億4664万7036円で、収支差引き不足額は表の下欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和5年度は、6ページに記載のとおり3億654万4999円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和5年度の水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案につきましては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは3ページ、資本的支出の第1款第2項企業債返還金、あと39ページからの企業債明細書に関わって質疑させていただきます。

企業債の借入先及び利率についてお知らせください。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） まず、企業債の借入先などについてでございますけれども、大きく分けて3種類の借入先がございます。国の財政融資資金、地方公共団体金融機構、市中銀行など民間の金融機関であります。

利益については借入れを行った時期などにより様々でございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 大きくいって三つ

の借入先があるということですが、そのうちどのような場合に民間金融機関から借入れを行うのか、答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） どのような場合に民間の金融機関から借入れをするかということでございますけれども、まず、国の財政融資資金や地方公共団体金融機構からの借入れを検討いたします。ただ、国との協議によって借入資金の枠が決まってくるので、市の要望どおりに資金配分されない場合に民間からの借入れを行うということもございます。

また、比較的短期間の借入れにつきましては、借入選定会の実施により低金利に抑えられる場合もございますため、民間などの資金を積極的に活用しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 民間の金融機関を使うときには、市の要望どおりに資金が配分されない場合だということでしたけれども、やっぱり国のほうでは、せめてこの借入れ、十分に資金を提供できるようにしていただきたいなというふうに思うところです。

それで、国から借りるのと民間から借りるのはどのような違いがあるのか、答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 国の財政融資や、あるいは地方公共団体金融機構からの借入れにつきましては、長期間にわたって固定金利で借りられるというメリットがございます。また、民間では変動金利が基本となっておりますので、民間からは短期間の借入れに向いております。

先ほども申し上げましたように、金利につきましては借入選定会で最も低い利率を提示した金融機関から借り入れることが可能となりますので、今後も借入先については十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第78号令和5年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第78号令和5年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、令和5年度弘前市下水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和5年度の未処分利益剰余金は4億7108万2199円であり、うち1億4467万232円は起債の償還に充てるため、減債積立金に積立てするものであり、また、3億2641万1967円は自己資本造成のため、資本金へ組み入れようとするものであります。

次に、令和5年度の業務量について御説明いた

しますので、25ページをお開き願います。

下水道事業の業務量の主なものとして、年間総処理水量は2112万7712立方メートル、有収率は78.41%、処理区域内人口は15万6313人、普及率は97.68%、水洗化人口は14万3386人、水洗化率は91.73%となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は55億1970万7865円、支出決算額は53億2066万1835円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は22億1535万1264円、支出決算額は44億2265万2108円で、収支差引き不足額は表の下欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和5年度は6ページに記載のとおり、1億4467万232円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和5年度の下水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださいますようお願いいたします。

説明は、以上になります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 実は、弘前市上下水道事業経営審議会の議事録を読んでいたならば、下水道について、当初は料金見直しの対象に

なっていなかったのが、経費がかかって急遽対象に入れたといった経緯が書かれていたところ
です。

5 ページの収益的支出の第 1 款第 1 項営業費用
の流域下水道維持管理負担金についての質疑で
す。

というわけで、審議会の議事録にもる書いて
いました。また、この同負担金が下水道事業会計
の財政収支の中でもかなり大きな部分を占めてい
るということで、この財政収支についてどのよう
な影響を及ぼしていくのか、どんな分析をしてい
るのか、答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長補佐（鎌田 孝教） 岩木
川流域下水道維持管理負担金が今後の下水道事業
会計の財政収支に及ぼす影響についてお答えいた
します。

岩木川流域下水道維持管理負担金は、県の浄化
センターにおける下水処理に要する費用の負担金
で、流域自治体の汚水処理量の割合に応じて算定
されますが、令和 7 年度以降も毎年14億円程度の
支出が継続的に見込まれており、この金額は令和
6 年度の当初予算で見た場合、建設負担金と維持
管理負担金を合わせて下水道事業会計の支出の
約18.3%を占めており、将来にわたって大きな負
担になるものと考えてございます。

◎17番（千葉 浩規委員） そういうわけで、
この同負担金が下水道事業会計の支出の約18.3%
を占めているということで、今回、水道料金、下
水道使用料が値上げになったわけですが、
やっぱり18.3%というのは大変大きなウエートを
占めているのではないのかなと思うのです。これ
がちょっと増え過ぎれば大変なことになると思う
のです。やっぱりここを抑えていくということも
必要だと思うのですが、市としては県に対してど
のような対応をしているのか、答弁をお願いします。

◎上下水道部総務課長補佐（鎌田 孝教） 県に
対する対応についてお答えいたします。

岩木川流域下水道事業負担金は、市の下水道事
業の予算割合の多くを占めていることから、青森
県に対し負担金の算出根拠や今後の見通しについ
て積極的に情報提供を求め、内容によっては岩木
川流域下水道事業連絡協議会の議題に掲げ、負担
金の減額協議を行っております。

なお、令和 5 年度においては、岩木川流域下水
道事業に従事する職員の人件費の負担割合につい
て協議を行った結果、市町村の負担割合が減額と
なる見直しが行われた実績があります。

◎17番（千葉 浩規委員） やはりそういう努
力が、市民の負担を少しでも減らしていく上で必
要ではないのかなと思うわけです。

あとは上水道の話もそうなのですが、国に対し
てかなり強く要求していかなければならないとい
うふうに思いますので、よろしくお願いします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、こ
れをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、こ
れをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めま
す。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定い
たしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 ２時４５分 散会〕

委 員 長 佐 藤 哲

